

2026年1月14日
あすか少額短期保険株式会社

下請法・下請振興法の改定にともなう保険契約関係書類等の表記変更について

令和8年（2026年）1月1日から、「下請法・下請振興法」が改正され、「中小受託取引適正化法（通称：取適法とりてきほう）」として新たに施行されました。

この背景を踏まえ、法律上の用語も「下請事業者」から「中小受託事業者」へと改められました。当社においても、過去にご締結いただいたご契約を含め、この改定を適用いたします。

具体的には、被保険者の範囲が記載されている保険契約関係書類等(*1)の表記について下記のとおり変更いたします。

記

- 保険契約関係書類等(*1)の被保険者欄等に記載の表記を以下のとおり変更いたします。

※表記を変更するだけであり補償内容に変更はございません。

変更前	変更後
下請負人等	中小受託事業人等

- 表記変更日：令和8年（2026年）1月14日より

※ただし、過去にご締結いただいたご契約を含め、この改定を適用いたします。

- 対象商品：法人のお客様がご契約されている法人商品(*2)

* 1 表記を変更する保険契約関係書類等：契約申込書、契約申込書（お客様控）、保険契約証（保険証券）、継続通知書、ご契約内容変更確認のご案内、あすか法人マイページにてご確認いただくご契約情報

* 2 ご契約の内容によっては、保険契約関係書類等に「下請負人等」の記載がないことがあります。その場合はこの表記変更の対象外となります。

ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。
(担当窓口) 0120-592-166 [平日9:00~17:00]

以上